

指定管理者制度の導入方針

平成17年5月

(平成20年3月一部改正)

鯖江市

目 次

1 はじめに	1
2 制度導入にあたっての基本的考え方	1
3 公の施設の管理主体に関する考え方	1 ~ 2
4 制度導入スケジュール	2
5 募集方針及び募集要項	2
6 条例の制定・改正	3
7 指定の期間	3
8 利用料金制	3
9 指定管理者候補者の選定	3 ~ 4
10 指定管理者の指定	4
11 協定	5
12 個人情報の保護	5
13 指定管理者の指定後における留意事項	5

1 はじめに

この方針は、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理の仕組みが「管理委託制度」から「指定管理者制度」に転換したことを受け、市として指定管理者制度を導入するにあたっての基本的考え方と必要となる事務処理および留意事項をまとめたものである。

各施設所管課においては、本方針を基本に指定管理者制度の導入手続きを進めていくものとする。

なお、指定管理者制度は基本的制度の仕組みは立法化されているものの、募集の方法や選定基準等をはじめとした具体的制度設計は自治体側に委ねられている。全国的にも未だ導入の過渡的な段階にあり、他都市においても試行錯誤しながら、その効果的運用を模索している現状にある。

このため、本方針の内容については、今後、制度導入の過程で生じる課題や他都市の事例も参考としながら、必要に応じて見直しを図っていくものとする。

2 制度導入にあたっての基本的考え方

公の施設は、「公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置する施設」であり、その管理については従来、公共性がある団体にのみ認められてきたところである。

今般、管理委託制度にかわって創設された指定管理者制度は、施設管理の主体に関するこれまでの考え方を転換し、民間事業者も含む「法人その他の団体」に公の施設の管理業務を行なわせることを可能とした制度であり、その目的は、多様な団体が有する固有のノウハウを公の施設の管理業務に活用し、住民サービスの向上と管理経費の縮減を図っていくことにある。

平成17年3月28日付けで総務省が発表している「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、現在直営で管理しているものも含め全ての公の施設について、管理のあり方について検証を行うこととし、個別法の制約があり制度の導入ができない施設や業務の専門性・特殊性等を踏まえ、市が直接管理することが適当と判断される施設以外は、原則として順次、指定管理者制度の導入を進めるものとする。

3 公の施設の管理主体に関する考え方

施設の管理主体に関する基本的考え方は次のとおりである。

(1) 直営管理とする施設

市が直接管理しなければならない法的根拠がある施設

業務の特殊性・専門性等を踏まえ、市が直接サービスを提供することが適当な施設

(2) 指定管理者による管理が望ましい施設

民間事業者等有する経営ノウハウにより、利用者へのサービス向上が期待できる施設

民間事業者等に管理を委ねることによりコスト削減（あるいは収入増）が期待でき

る施設

民間事業者等が市と同様または類似の施設を設置しており、市の施設が民間と競合している施設

単純な管理業務が主となっている施設

(3) 民営化、廃止の検討を要する施設

上記(2)指定管理者による管理が望ましい施設のうち「民間事業者等が市と同様または類似の施設を設置しており、市の施設が民間施設と競合している」場合は、民営化、廃止も視野に入れた検討が必要である。

4 制度導入スケジュール

制度導入が可能な公の施設については、平成18年4月1日からの導入を目標とする。

その他の施設については、毎年、施設のより効果的・効率的な管理運営の在り方や活用方法等について点検し、指定管理者制度導入の可能性を検討していくものとする。

5 募集方針および募集要項

(1) 募集方針

指定管理者の指定にあたっては、原則、公募により申請を受ける。

ただし、

PFI法に基づき施設の管理運営事業者に選定した者を指定する場合

公共団体または公共的団体が地域等の活力を積極的に活用した管理運営を行い、施設の効用が最大限に発揮される場合

施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

はこの限りでない。

(2) 募集要項の作成等

指定管理者候補者の公募にあたっては、「募集要項」を作成する。

募集要項に明記する「業務の範囲」については、応募者が管理業務への参入の検討を行うことができるよう、指定管理者に要求するサービス水準や施設・設備の維持管理基準等を明確にする。

公募に関する情報提供は、次の方法により行う。

担当課での資料提供

出先機関での資料配布

ホームページへの掲載

広報紙への掲載

6 条例の制定・改正

条例の制定・改正は、指定管理者の指定手続きに関する一般通則を定める「手続条例」と公の施設を設置することを規定した「設置管理条例」の二種類の条例を整備し、両条例を連動して指定管理者制度を運用する。

「手続条例」制定については平成17年6月議会で、行う。

「設置管理条例」の改正については平成17年9月議会以降とする。

条例に規定する事項は次のとおりである。

地方自治法上規定が必要な事項(法第244条の2第3項、4項)

総務省通知により規定すべきとされている事項

その他各施設毎に規定すべきと判断される事項

7 指定の期間

指定期間は、原則として、管理業務を開始する日から起算して5年以内(施設によっては変更可)とする。ただし、目的等からこれにより難しい施設については、この限りでない。

「施設の性質、目的等からこれにより難しい施設」の例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) PFI事業により建設する施設
- (2) 早くから使用の承認を行う必要のある大規模イベント施設(誘致活動の成果が数年後に現れる場合が多い施設)
- (3) 利用者と施設の管理者とが長期継続的な関係を有する必要がある施設(障害者入所施設など)

8 利用料金制

利用料金制を採用することによって、指定管理者の自主的な経営努力の発揮、市および指定管理者の会計事務の効率化などが期待できる施設について、施設の性格・設置目的を踏まえて、積極的に導入の検討を行う。

管理委託制度の下で既に利用料金制を採用している施設については、指定管理者制度の導入後も、引き続き利用料金制を継続する。

利用料金制を採用する場合、施設において現に行われている使用料減免措置などの実態を把握したうえで取扱基準を明確化し、施設の収支を算定するうえで不可欠な情報を正確に提供できるようにする。

9 指定管理者候補者の選定

(1) 選定組織

公募による指定管理者候補者の選定を行うための組織として、施設ごとに「(仮称)

指定管理者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。委員会の事務局および外部委員の選定事務については、施設所管課で対応するものとする。

委員会は、申請者から提出された事業計画書等を基に、公の施設におけるサービスの提

供が効果的、効率的かつ安定的に行われるかを、管理運営コスト、サービス提供の手法、施設管理の能力（物的・人的能力）等の観点から総合的に評価し選定を行う。

選定委員は、部長を委員長とし、施設所管課長および外部委員を含めて構成する。なお、外部委員の選定にあたっては、審査の客観性・公平性を確保するため、応募団体と利害関係にない者を選定する。

公募を行った施設の所管課は、応募団体から提出された書類等、必要事項を十分に整理し、委員会に付議する。仮に、応募した団体が一団体であっても、指定管理者としての適格性等を判断する観点から、委員会への付議手順を経るものとする。

公募によらず指定管理者候補者を選定する施設にあつては、委員会に諮ることなく、施設所管課において審査を行い、市長決裁をもって指定管理者候補者を決定する。

(2) 選定基準

公の施設の事業内容は様々であるが、その違いにかかわらず、次の事項を共通の選定基準とする。

市民の平等利用が確保されること。

事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。

事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力および人的能力を有していること。

なお、施設の設置目的や性格等を踏まえて必要となる基準がある場合は適宜追加できるものとする。

施設所管課は、施設の設置目的や性格、利用状況等を勘案し、具体的な審査細目および配点の検討を行う。

(3) 選定結果の通知

選定後はその結果を全ての申請者に通知するものとする。

10 指定管理者の指定

指定管理者を指定する際には予め議会の議決を経ることが必要となる。よって、指定管理者候補者を選定した後は、指定管理者を指定するための議案を議会に提案する。

指定議案に明記すべき事項は次のとおりである。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

指定管理者となる団体の名称および主たる事務所の所在地

指定の期間

指定管理者への「指定の通知」（行政処分）は、指定議案が議決された後、速やかに行うものとする。

11 協定

指定の通知後、市と指定管理者は、業務の仕様書や提案された事業計画書等を基に、施設

管理に係る細目的事項を協議し、協定を締結する。

指定は契約行為ではなく行政処分であることから契約書ではなく協定書とする。

協定は、「基本協定」と「年度協定」の二種類の協定を締結する。

基本協定は指定期間全体を通じて適用する事項について定め、年度協定は毎年度取り決めるべき事項について定めるものである。

年度ごとに指定管理料の算定方法が変わるため指定管理料の額が増減する場合などは、基本協定に定めるのではなく、年度協定で定めるものとする。

12 個人情報の保護

指定管理者制度では、施設の管理権限が指定管理者に委任されるため、指定管理者も市と同等に個人情報の保護を図ることが必要である。よって、指定管理者に対しては個人情報の保護に関する具体的な体制の整備を求めるものとする。

13 指定管理者の指定後における留意事項

指定管理者による管理の実施後は、施設管理が適正に行われているかを監視することが市の責務となる。

よって、施設の利用状況や経理の執行状況をはじめ、当初の事業計画に沿った運営がなされているかなどを定期または随時に調査・確認することが必要となることから、施設所管課はその具体的実施方法（調査内容、頻度等）を事前に検討し、協定等に定めるものとする。

随時報告を求める事項(例)

施設において事故が生じたとき

施設または物品が滅失し、またはき損したとき

指定管理者の定款等に変更があったとき

事業計画の重要な部分を変更するとき等

定期に報告を求める事項(例)

使用料等の収入の状況

管理に係る経費の執行状況

事業報告書等

事業報告書は会計年度の終了後、30日以内に提出を求めるものとする。その際、施設所管課は当該報告書を基に管理状況の確認を行い、不適切な状況があれば改善を指導するものとする。なお、万一、改善されない場合は、管理の業務の一部または全部の停止もしくは指定の取消しの検討を行うものとする。

制度導入の流れ

(平成18年4月から導入する場合)

